

## 旭川市児童センター指定管理者制度導入に係る質問について

質問等	回答
1 現在の児童厚生員の勤務は週4日で決まっているのか。5日以上働く人はいないのか。	各館に配置している児童厚生員の勤務時間（代替職員を除く）は、旭川市の嘱託職員として任用しているため、原則として週29時間であり、1週間のうち、7時間15分の勤務を4日間行っています。そのため、現在は1週間に5日以上勤務することはありませんが、指定管理者の雇用条件として拘束するものではありません。
2 児童厚生員の報酬基準は、旭川市内の他の嘱託職員についても同様なのか。	旭川市非常勤嘱託職員取扱要領上、嘱託職員に対する報酬は、予算の範囲内で支給することとなっており、旭川市の人事課で定めている指導員の基準額に基づいて支給しています。他の職種についても、特殊な資格が必要なものを除いて、ほぼ同額となっています。
3 現在配置されている嘱託職員の任用については、配慮する必要があるのか。	仕様書中3ページ「(4) 職員の配置に関すること」に記載しているとおり、現在児童厚生員として勤務している職員のうち、引き続き雇用を希望する者については、可能な限り雇用するとともに、勤務条件についても、児童厚生員執務要領及び旭川市非常勤嘱託職員取扱要領等を勘案し、設定してください。
4 1館に2名以上の児童厚生員を配置できれば、館長は児童厚生員の資格を持たなくても良いのではないのか。	館長は、必ずしも児童厚生員の資格を持つ者とする必要はありませんが、その場合、館長を常駐させる児童館には、館長以外に2名以上の児童厚生員を必ず配置するように運営計画を立ててください。
5 現在任用されている児童厚生員は、今後民間職員という形で採用することになるが、その際には「児童厚生員執務要領」及び「旭川市非常勤嘱託職員取扱要領」をどの程度勘案する必要があるか。 また、今後新たに採用する職員の場合はどうか。	職員の任用や勤務条件等については、優先交渉権者の選定を行う上での評価にも関わることから、具体的な程度はお示ししません。新たに採用する職員についても、施設の管理運営を行う上で支障が生じない範囲で運営計画を立ててください。
6 代替児童厚生員報酬はこれまでどのような場合に支払われてきたのか、また、対象となる代替児童厚生員はどのような採用形態だったのか。	各館に3名ずつ配置されている児童厚生員が勤務日に休暇を取らなければならない場合、代替の児童厚生員を勤務させ、報酬を支払っています。また、来館者が多い日に、増員要素として勤務させる場合もあります。 代替児童厚生員の採用形態については、教員や保育士の資格を有している者を嘱託職員として登録し、上記の場合に勤務を依頼しますが、報酬は時給制で、社会保険等もありません。
7 各館の職員常時2人体制が維持できない場合、補助としてアルバイトやボランティアスタッフなどの導入は可能か。	指定管理者との雇用関係が明確であって、教員や保育士等の資格を有していれば、アルバイト等の導入は可能です。
8 法人本体の職員を配置することは可能か。	児童館の運営を行うために必要な人員配置がなされていれば、法人本体の職員を配置することは可能です。
9 常時2名の児童厚生員を配置することとされているが、職員が昼休みを取る間は、1人体制になってもよいのか。	基本は常時2名体制を原則としますが、施設内での休憩等により、緊急の際の応援が可能な場合は、この限りではありません。

10	防火管理者になる者は誰でも良いのか。また、防火管理者は既に各館に配置されているのか。	現在、北地区は、北門児童センター及び春光住民児童センターに、南地区は神居児童センターに、児童厚生員を防火管理者としてそれぞれ配置し、施設の消防計画を立てたり、避難訓練を行ったりしています。 それ以外の児童センターは、複合施設のため、防火管理者の配置は不要です。 防火管理者となるための講習を受けた方であれば、どなたでも構いません。
11	遊びには体を動かす遊び、知的な遊び等が含まれると思われるが、学習につながる遊びや時間帯を積極的に取り入れることは可能か。	仕様書中1ページ第1に掲げる児童館の設置目的と機能及び児童館管理運営上の基本的方向性から逸脱していなければ、提案いただいて構いません。具体的な内容を応募様式に記載してください。
12	「子どもたちに魅力的な遊びを提供」とあるが、これまでに行われた活動事例としてどのようなものがあるか。 また、それらの活動を評価する方法や基準はあるか。	これまでの活動事例として主なものは、以下のとおりです。 ・異年代の子どもたちが関わり合いを持ちながら運動ができる機会 ドッジボールやフロアカーリングなど ・体験を伴う事業 菜園での収穫や工作、ハンドベルなど ・各児童センターでセンターまつりやクリスマス会などを実施 ・希望者を募り、児童館以外の市の施設の見学（動物園ツアーなど）を行っている児童館もあります。 これらの活動を評価する方法や基準を設けてはいませんが、事業報告書等で反省点等を振り返るようにしています。
13	各児童館における事業名を一定程度統一し、児童厚生員の児童館全体での総合的な管理は可能か。	地区内の事業名を一定程度統一し、事業イメージの統一化を図ることは、可能です。
14	午前中に行われている幼児対象の行事や開放中の活動の内容として、具体的にどのような活動・設定を行っているか。	遊具により、親子が自由に遊ぶことができる場を提供するほか、絵本の読み聞かせや、親子体操など、子どもの発達を促す遊びなどを行っています。また、地域子育て支援センターや保育園と連携し、ミニ運動会などの行事を行うこともあります。
15	点検業務は3年ごとに行うのか。また、点検業務の内容がわかるものがあれば示してほしい。	市有建築物等の点検業務には、日常的に点検を行う日常点検、毎年行う通常点検、3年ごとに行う定期点検があり、日常点検及び通常点検は指定管理者が、定期点検は、旭川市が行います。そのため、経費等に係る書類上、定期点検に係るものは、積算不要です。 点検業務は、別紙1「点検表及び記載例」の項目に従って行っています。
16	委託料に係る項目(清掃・除排雪など)の業者は、市から指定される業者以外に委託することは可能なのか。	清掃業務や機械警備業務など、別紙2にまとめている委託業務については、旭川市で締結している契約期間が満了するまでは、その契約内容で委託を行うこととなります。
17	広報誌の記事は、現在どのように作成し、提出しているのか。	行事等の情報を各館でまとめた物を、掲載月の前々月末までに青少年担当が取りまとめ、市の広報誌担当に提出しています。 指定管理者制度導入後は、北地区、南地区で集約された内容を青少年担当に提出していただき、広報誌担当に提出することとなります。
18	ホームページは3館分分けて作るのか、それとも、3館まとめた物を作るのか。	利用者にとって、各施設の行事や情報等がわかりやすい内容であれば、形式は問いません。

19	夜間開放の利用料の金額と、過去2年間の利用状況を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用料について、遊戯室は500円、集会室その他は370円と定めており、11月1日から4月30日までは別途暖房料がかかります。詳しくは児童館条例別表を参照してください。</li> <li>・夜間開放の状況については、別紙2のとおりです。</li> </ul>
20	想定を超える夜間利用があった場合、超えた費用の再申請は可能か。または、想定費用内で収まるよう夜間利用の制限を設けて良いか。	<p>現在の旭川市での契約は、利用一回当たりの単価契約ではなく、年間の利用回数を見込んでの総価契約を行っているため、契約締結後、利用回数に大きく変動が生じても、契約額の変更を行っていません。応募に当たり、単価契約、総価契約、その他の方法のいずれで費用積算を行った場合でも、年間の委託料決定後、費用の再申請は基本的には認められません。</p> <p>利用の受付については、施設の有効活用の観点から、広く市民の方に使っていただくため、1団体当たり1月の使用回数の制限は5回までと定めていますが、それ以外は、旭川市児童館条例第4条第3項に挙げる場合を除き、制限は行わないこととします。</p>
21	別委託の留守家庭児童受入事業について、決められた学校以外の学校からも来てもらうということは可能か。	現在春光住民児童センターで行っている留守家庭児童受入事業は、待機児童や地域性等を勘案し、こども育成課で試行的に行っているものです。今後実施する児童館が増える場合も、子育て支援部で決定した学校からの児童を受け入れていただく予定です。
22	留守家庭児童受入事業に関連し、現在春光住民児童センターで受け入れている子どもは何人くらいいるか。	10月末日現在、登録人数は11名です。
23	留守家庭児童受入事業で来館している児童には、おやつ等を与えているか。	おやつ等は与えていません。
24	春光住民児童センターで行っている留守家庭児童受入事業は、無料なのか。	利用料金等は徴収していません。
25	参考資料「平成24年度及び25年度の各児童センター支出状況及び27年度以降の積算が必要な項目」の中に「人件費に係る法定福利」と「消費税」が含まれていないが、「様式3 収支予算書」に計上してよいか。	様式3については、旭川市の支出科目をベースに項目立てしているため、必要に応じて項目を追加していただいて構いません。その際には、欄を増やして記載してください。
26	様式3 収支予算書に一般管理費（法人管理費）を計上することは可能でしょうか。	上記同様、様式3については、必要に応じて、項目を追加していただいて構いません。ただし、人件費や旅費等の内訳がわかるように記載してください。
27	提出文書の様式2、施設の運営の欄で、「1年間自主事業計画について」と項目立てされているが、これは仕様書6ページの「(9) 自主事業の実施」の内容を記載するのか。	仕様書2ページ以降の「(2) 事業の計画及び実施に関すること」に関わる内容について記載してください。「(9) 自主事業の実施」について計画されている内容があれば、「その他特記すべき事項」などに記載してください。
28	「経理の基準について」には具体的に何を書けばよいか。	予算執行を適正に行うために実施する管理方法等を具体的に記載してください。現在法人で定めている経理規程等があれば、添付することも可とします。
29	提案書提出前に各児童館を再度見学できるか。	青少年担当職員同伴の上可能とします。再見学を希望される理由と併せ、御連絡ください。ただし、複数の団体から希望があった場合は、日程調整を行う場合がありますので、ご了解ください。

( 定期 ・ 通常 ) 点検表

平成 年度

建築物名称

---

管 理 者

---

( 定期 ・ 通常 ) 点検を実施したので、報告します。

点検実施日 平成 年 月 日 ( ~ 月 日 )

報告者 印

報告年月日 平成 年 月 日

課長	主幹	課長補佐	係長	主査	係

# ( 定期 ・ 通常 ) 点検報告書

平成 年度

建築物名称

---

(あて先)  
旭川市長 ○○ ○○

( 定期 ・ 通常 ) 点検を実施したので、報告します。

点検実施日 平成 年 月 日 ( ~ 月 日 )

報告者  
(点検業務受託者又は指定管理者所在地)  
(点検業務受託者又は指定管理者団体名)  
(点検業務受託者又は指定管理者団体代表者名)

印

報告年月日 平成 年 月 日

指定管理者から ( 定期 ・ 通常 ) 点検の報告を受けたので報告します。

報告書受領者

印

課長	主幹	課長補佐	係長	主査	係

建築物名称		管理者(部課)	
所在地		点検者氏名	
点検年月日		点検種別	・定期点検(法定) ・通常点検(任意) (該当する方に○印)

(注意) 判定は、劣化・損傷の状況に応じ、該当する記号を記載してください

A判定 劣化・損傷がない

B判定 わずかな劣化・損傷が見られるが、補修・修繕を施す程度には至っていないため、引き続き進行経過を観察する

C判定 ある程度の劣化・損傷が見られるため、進行経過を注視し、計画的に補修・修繕する必要がある

D判定 劣化・損傷が著しく、危害を及ぼすおそれがあるため、直ちに補修・修繕を必要とする

／ 点検項目該当無し

## 市有建築物点検表【建築物】

点検項目	判定	劣化損傷等の箇所 (図面表示番号)	劣化損傷の状況、点検に係る所見
<b>敷地・地盤</b>			
<b>敷地内の地盤、通路等の劣化及び損傷の状況</b>			
1 通路の仕上げ材等に損傷がないか ・通路の仕上げ材に著しい亀裂、陥没、浮きなどの損傷がないか ・通路にあるマンホール蓋等にぐらつきがないか。又は通行に支障がないか ・視覚障がい者誘導用ブロック等にぐらつき、欠損、剥離、浮き退色などの劣化、損傷がないか			
2 敷地内に不陸、陥没、隆起、排水不良などの支障がないか ・敷地内に著しい傾斜、陥没、隆起等に伴う亀裂などの損傷や地盤沈下はないか ・敷地内の舗装面に不陸、傾斜、仕上げ材の剥離などの著しい損傷がないか ・側溝、敷地内の排水溝などに排水不良、隆起、陥没などの支障がないか			
<b>塀</b>			
<b>組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況</b>			
1 著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていないか ・ブロック塀等に亀裂、破損箇所、目地モルタルの異常はないか ・ブロック等の抜けやずれなどはないか ・塀、金属製フェンス等に著しい傾き、ぐらつき、又は転倒のおそれがないか			
<b>擁壁</b>			
<b>擁壁の劣化及び損傷の状況</b>			
1 擁壁に著しい傾斜若しくはひび割れがないか ・擁壁の表面に亀裂、破損箇所はないか ・擁壁に著しい傾き、膨らみ、又は転倒のおそれがないか			
2 擁壁の目地部より土砂が流出していないか ・水抜きパイプに詰まりはないか			
<b>機器及び工作物(屋上に設置された冷却塔設備・広告塔、外壁に緊結された広告板・空調室外機など)</b>			
<b>機器・工作物等の本体の劣化及び損傷の状況</b>			
1 機器等の本体に劣化及び損傷がないか ・本体に著しい錆、腐食、変形などがないか			
<b>支持部分又は接合部分等の劣化及び損傷の状況</b>			
1 機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋根との接合部に劣化及び損傷がないか ・接合部に著しい錆、腐食、変形などがないか ・接合部にボルトの緩み、ぐらつきなどがないか			
2 支持部分又は支持金物に緊結不良がないか ・支持部分等が躯体等にしっかり固定されているか ・支持金物のアンカーボルトなどに錆、腐食、ゆるみなどがないか ・支持金物の溶接部に亀裂、腐食などがないか			
3 工作物等が固定されているコンクリート基礎等に著しいひび割れ、欠損等はないか ・コンクリート基礎部に亀裂、欠損、錆汁などの損傷がないか			
<b>避雷設備</b>			
<b>避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況</b>			
1 避雷針又は避雷導線に劣化及び損傷がないか ・避雷針が傾いていないか。又は避雷突針はきちんと付いているか ・避雷針及び避雷導線に腐食や損傷などがないか			
<b>高さ6mを超える自立型の煙突(第138条第1項第一号に掲げる煙突)</b>			
<b>煙突本体の劣化及び損傷の状況</b>			
1 煙突本体に劣化及び損傷がないか ・鉄筋コンクリート製の煙突に鉄筋の露出、亀裂、欠損、錆汁、剥落などがないか ・鉄製の煙突に変形、錆などの腐食がないか ・煙突が傾斜していないか			
<b>付帯金物の劣化及び損傷の状況</b>			
1 付帯金物等に劣化及び損傷がないか			

・アンカーボルト等に著しい錆、ゆるみ、腐食などがないか

## 基礎

### 基礎の沈下、劣化及び損傷の状況

- 1 基礎（礎石）にずれがないか  
・基礎がずれて柱等（木造）が傾斜していないか
- 2 基礎の沈下、基礎コンクリートに劣化及び損傷がないか  
・基礎コンクリートに鉄筋の露出や錆汁、又はコンクリートの剥落、欠損などがないか

## 土台（木造に限る。）

### 土台の沈下、劣化及び損傷の状況

- 1 木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害がないか  
・土台に変色を伴う腐朽、割れ、欠け、虫害などの損傷がないか
- 2 土台の緊結金物に著しい錆、腐食などがないか  
・基礎と土台を繋ぐ緊結金物に著しい錆やゆるみなどがないか

## 外壁

### 躯体等

#### 木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況

- 1 木造の外壁躯体に劣化及び損傷がないか  
・外装材に変色、ふくれ、ゆがみ、脱落などの異常がないか

#### 組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況

- 1 組積造の外壁躯体に劣化及び損傷がないか  
・れんが、石積み等にずれ、著しい亀裂、脱落、欠損などがないか

#### 補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況

- 1 コンクリートブロック等の目地モルタルに著しい欠落がないか  
・目地モルタルが欠落していないか
- 2 ブロック積みにずれや欠落などがないか  
・ブロック積みにずれ、著しい亀裂、脱落、欠損などがないか

#### 鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況

- 1 鉄骨造の外壁躯体に劣化及び損傷がないか  
・鋼材に著しい錆や変形等の損傷がないか（目視可能な範囲のみ）  
・外装材に変色、ふくれ、ゆがみ、脱落などの異常がないか

#### 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況

- 1 コンクリート面に鉄筋露出がないか  
・鉄筋コンクリートのコンクリート部分に鉄筋の露出、錆汁を伴うひび割れなどがないか
- 2 コンクリート面に劣化及び損傷がないか  
・コンクリート面に白華、亀裂、剥落、欠損などがないか

### 外装仕上げ材等

#### モルタル仕上げ、タイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況

- 1 モルタル仕上げ、タイル、石張り等に劣化及び損傷がないか  
<目視及び手の届く範囲の打診>  
・モルタル仕上げ、タイル、石張り等に著しいひび割れ、浮き、剥落などがないか
- 2 モルタル仕上げ、タイル、石張り等に浮きがないか <全面打診による確認>  
・モルタル仕上げ、タイル、石張り等に浮きがないか  
・竣工後、外壁改修後又は全面打診調査実施後10年を経過した建物のモルタル仕上げ、タイル、石貼り等の部分を対象とする

#### サイディング（板張りを含む）、金属及びコンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況

- 1 サイディング面又は取合い部に劣化及び損傷がないか  
・サイディング表面又は取合い部に著しい亀裂、脱落、欠損箇所などがないか
- 2 金属系パネル面又は取合い部に劣化及び損傷がないか  
・パネル表面又は取合い部に著しい錆や変形、破損などの損傷がないか
- 3 コンクリート系パネル面に劣化及び損傷がないか  
・パネル表面に錆汁を伴うひび割れや欠損箇所がないか

### シーリング及び塗装材

#### シーリング材及び外壁仕上げ材の劣化及び損傷の状況

- 1 シーリング材に劣化及び損傷がないか  
・シーリング材に著しい亀裂、剥離、破断などの損傷がないか
- 2 外壁塗装材に劣化及び損傷がないか  
・外壁面に塗膜の膨れ、著しい剥離及び退色などがないか

### 窓サッシ等

#### サッシ等の劣化及び損傷の状況

- 1 サッシ等に劣化及び損傷などがないか  
・アルミサッシに腐食、ネジ等の緩みによる変形又はがたつきなどがないか  
・スチールサッシに著しい錆、腐食、塗装面の劣化又はがたつきなどがないか

	<ul style="list-style-type: none"> <li>木製サッシに著しい腐食、塗装面の劣化又はがたつきなどがないか</li> </ul>			
2	ガラスに劣化及び損傷などがないか <ul style="list-style-type: none"> <li>ガラスに亀裂、破損箇所がないか</li> <li>ガラス止め材が脱落していないか（ガラスがサッシと緊結されているか）</li> </ul>			
<b>屋上面（陸屋根）</b>				
<b>屋上面の劣化及び損傷の状況</b>				
1	防水保護層に劣化及び損傷がないか <ul style="list-style-type: none"> <li>押えコンクリート、豆砂利などの防水保護層に著しいひび割れ、欠損、浮きなどがないか</li> </ul>			
2	防水層に劣化及び損傷がないか <ul style="list-style-type: none"> <li>アスファルト防水などに膨れ、亀裂、破断などがないか</li> <li>ステンレス防水面の溶接部に亀裂、亀裂などがないか</li> <li>ウレタン防水、FRP防水などの塗膜防水面に膨れ、破断などがないか</li> </ul>			
<b>屋上回り（屋上面を除く）</b>				
<b>バラベットの立ち上り面の劣化及び損傷の状況</b>				
1	立ち上り面に劣化及び損傷がないか <ul style="list-style-type: none"> <li>モルタル保護層に著しい浮きや亀裂等の損傷がないか</li> <li>砂付ルーフィングなどの立ち上り面に破断、膨れ、亀裂などがないか</li> </ul>			
<b>笠木の劣化及び損傷の状況</b>				
1	金属製笠木などに劣化及び損傷がないか <ul style="list-style-type: none"> <li>金属製笠木金物及び水切金物に変形、著しい錆若しくは腐食などがないか</li> <li>金属製笠木金物等の廻りのシーリング材に著しい亀裂、剥離、破断などの損傷がないか</li> </ul>			
2	モルタル笠木に劣化及び損傷がないか <ul style="list-style-type: none"> <li>モルタル笠木にひび割れ、欠損、がたつき、剥落などがないか</li> </ul>			
<b>ルーフトレーン廻りの劣化及び損傷の状況</b>				
1	ルーフドレン廻りに劣化及び損傷がないか <ul style="list-style-type: none"> <li>ルーフドレン廻りの防水面に膨れ、亀裂、破断などがないか</li> <li>ルーフドレン金物が閉塞していないか（水たまりができていないか）</li> </ul>			
<b>屋根（勾配屋根）</b>				
<b>屋根の劣化及び損傷の状況</b>				
1	屋根ふき材に割れがないか <ul style="list-style-type: none"> <li>屋根ふき材に亀裂、変形、損傷、錆などの腐食がないか</li> </ul>			
2	附属金物などに著しい腐食等がないか <ul style="list-style-type: none"> <li>雪止め金物などの附属金物に著しい錆などの腐食がないか</li> </ul>			
<b>避難上有効なバルコニー及び屋上広場</b>				
<b>手すり等の劣化及び損傷の状況と避難器具の操作性の確認</b>				
1	著しい錆又は腐食がないか <ul style="list-style-type: none"> <li>避難バルコニーの手すりに著しい腐食や変形、ぐらつきなどがないか</li> <li>避難ハッチが開閉できるか、避難器具が使用できるか</li> </ul>			
<b>外部階段</b>				
<b>階段各部の劣化及び損傷の状況</b>				
1	歩行上支障があるひび割れ、錆、腐食などがないか <ul style="list-style-type: none"> <li>鉄筋コンクリート造の場合、錆汁、仕上げ材に亀裂、剥落などがないか</li> <li>鉄骨造の場合、著しい錆や腐食がないか</li> <li>手すりその他の部材に著しい腐食や変形、ぐらつき、破損などがないか</li> </ul>			
<b>煙突</b>				
<b>建築物に設ける煙突</b>				
<b>煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況</b>				
1	煙突本体及び建築物との接合部に著しいひび割れ、肌分かれ等がないか <ul style="list-style-type: none"> <li>煙突本体及び建築物との接合部に著しい亀裂、錆汁、剥落などがないか</li> <li>煙突内部のライニング管に著しい亀裂、剥落などがないか</li> </ul>			
<b>付帯金物の劣化及び損傷の状況</b>				
1	付帯金物に著しい錆、腐食等がないか <ul style="list-style-type: none"> <li>緊結金物、降笠等の付帯金物に著しい錆、腐食、欠損、剥落などがないか</li> </ul>			
<b>壁の室内に面する部分</b>				
<b>躯体等</b>				
<b>木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況</b>				
1	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害がないか <ul style="list-style-type: none"> <li>柱、はり等に変色を伴う腐朽、割れ、欠けなどの損傷がないか</li> <li>柱、はり等に変形等がないか</li> </ul>			
2	木造の緊結金物に著しい錆、腐食等がないか <ul style="list-style-type: none"> <li>煙突内部のライニング管に著しい亀裂、剥落などがないか（目視確認可能な部分のみ）</li> </ul>			



<b>組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況</b>			
1	れんが、石等に割れ、ずれなどがないか ・れんが、石積み等にずれ、著しい亀裂、脱落、欠損などがないか		
<b>補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況</b>			
1	コンクリートブロック造等の目地モルタルに著しい欠落がないか ・目地モルタルが欠落していないか		
2	ブロック積みにずれや欠落などがないか ・ブロック積みにずれ、著しい亀裂、脱落、欠損などがないか		
<b>鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況</b>			
1	鋼材に著しい錆、腐食等がないか（目視可能な部分のみ） ・鋼材に著しい錆や変形等の損傷がないか ・鋼材に変形や損傷などがないか		
<b>鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況</b>			
1	コンクリート面に鉄筋露出がないか ・鉄筋コンクリートのコンクリート部分に鉄筋が露出していないか ・錆汁を伴うひび割れがないか		
2	コンクリート面に劣化及び損傷がないか ・コンクリート面に白華、亀裂、剥落、欠損などがないか		
<b>令第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準に適合する準耐火構造の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁(防火構造を構成する壁に限る)の部材の劣化及び損傷の状況</b>			
1	各部材の劣化及び損傷の状況 ・各部材及び接合部に穴又は破損がないか		
<b>仕上材等</b>			
<b>室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況</b>			
1	室内に面する部分の仕上げに劣化及び損傷がないか ・壁仕上げ材等に浮き、たわみ、ずれ、亀裂などの損傷がないか		
2	室内に面する部分の仕上げに剥落等がないか ・壁仕上げ材に剥落またはたわみなどの剥落のおそれがないか		
<b>床</b>			
<b>躯体等</b>			
<b>木造の床躯体の劣化及び損傷の状況</b>			
1	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害がないか ・床材に著しいきしみ、たわみ、振動、不陸、傾斜などがないか ・木造部に变色を伴う腐朽、割れ、欠けなどの損傷がないか（目視可能部分のみ）		
2	木造の緊結金物に著しい錆、腐食等がないか ・緊結金物に著しい錆などはないか（目視確認可能な部分のみ）		
<b>鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況</b>			
1	鋼材に著しい錆、腐食等がないか ・床材に著しいたわみ、振動、不陸、傾斜などがないか ・鋼材に著しい錆等の腐食や変形などの損傷がないか		
<b>鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況</b>			
1	コンクリート面に鉄筋露出がないか ・床材に著しいたわみ、振動、不陸、傾斜などがないか ・鉄筋コンクリートのコンクリート部分に錆汁を伴うひび割れや鉄筋の露出がないか		
2	コンクリート面に劣化及び損傷がないか ・コンクリート面に白華、亀裂、剥落、欠損などがないか		
<b>令第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火構造を構成する床に限る)の部材の劣化及び損傷の状況</b>			
1	各部材の劣化及び損傷の状況 ・各部材及び接合部に穴又は破損がないか		
<b>天井</b>			
<b>躯体等</b>			
<b>室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況</b>			
1	室内に面する部分の仕上げに劣化及び損傷がないか ・天井仕上材等に浮き、たわみ、ずれ、亀裂等の損傷がないか		
2	室内に面する部分の仕上げに剥落などがないか ・天井仕上げ材に剥落またはゆるみなどの剥落のおそれがないか		
<b>照明器具・懸垂物等</b>			
<b>照明器具・懸垂物等の落下防止対策の状況</b>			
1	照明器具・懸垂物等に劣化及び損傷がないか ・照明器具又は懸垂物に著しい錆、腐食、緩み、変形などがないか		
<b>内部階段</b>			
<b>階段各部の劣化及び損傷の状況</b>			

<p>1 歩行上支障があるひび割れ、錆、腐食等がないか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋コンクリート造の場合、錆汁、仕上げ材に亀裂、剥落などがないか</li> <li>・鉄骨造の場合、著しい錆や腐食がないか</li> <li>・手すりその他の部材に著しい腐食や変形、ぐらつきなどがないか</li> </ul>			
<b>防煙壁・排煙設備</b>			
<b>防煙壁(天井面から50cm以上下方に突出した垂れ壁その他これらと同等以上に煙の流動を妨げる効力のあるもので不燃材料で造り、又は覆われたもの)の劣化及び損傷の状況</b>			
<p>1 防煙壁にき裂、破損、変形などがないか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防煙壁にき裂、破損、変形及び著しいぐらつきなどがないか</li> <li>・可動式防煙壁は適切に作動するか</li> <li>・可動式防煙壁は別途、定期的な作動点検を3年以内に実施しているか</li> </ul> <p style="text-align: right;">(実施日 平成 年 月 日)</p>			
<b>排煙設備(排煙口、手動・自動・遠隔操作方式開放装置、排煙風道、排煙機、予備電源等)の作動の状況</b>			
<p>1 排煙設備が適切に作動するか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然及び機械排煙口に破損、変形等がないか</li> <li>・自然排煙口及び開放装置(オペレーター等)が適切に作動するか</li> <li>・機械排煙口及び開放装置(オペレーター等)が適切に作動するか</li> <li>・機械排煙機が適切に作動するか</li> <li>・機械排煙口は別途、定期的な作動点検を3年以内に実施しているか</li> </ul> <p style="text-align: right;">(実施日 平成 年 月 日)</p>			
<b>非常用の進入口等(3階以上の階に設置されたもの)</b>			
<b>非常用進入口又は代替進入口(窓又はその他の開口部で直径1m以上の円が内接できるもの又は幅が75cm以上及び高さが1.2m以上のもの)の状況</b>			
<p>1 非常用の進入口等からの進入に支障はないか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物品等が放置され進入に支障はないか</li> <li>・開口部分の錆や付着物等の劣化損傷等により開放に支障はないか</li> <li>・非常用進入口等を表示する赤色灯・三角マーク(▼)は維持されているか</li> </ul>			
<b>防火区画</b>			
<b>防火区画(面積区画・壁区画・異種用途区画)</b>			
<b>令第112条の防火区画を構成する令第115条の2の2第1項第1号に規定する準耐火構造の壁・床、令第107条に規定する耐火構造の壁・床又は令第107条の2に規定する準耐火構造の壁・床の劣化及び損傷の状況</b>			
<p>1 準耐火構造又は耐火構造の壁・床を構成する各部材及び接合部に穴又は破損がないか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火性能を損なうおそれのある亀裂その他の損傷がないか</li> </ul>			
<p>2 準耐火構造又は耐火構造の壁・床を構成する鉄骨部材の耐火被覆の剥がれ等により鉄骨が露出していないか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐火被覆材にひび割れ、浮き、剥落、などの損傷はないか(目視可能な部分のみ)</li> </ul>			
<b>防火区画(面積区画)の外周部</b>			
<b>令第112条第1項から第4項までの防火区画に接する令第112条第10項に規定する外壁及び同条第11項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況</b>			
<p>1 令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備に損傷がないか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・面積区画に接する外壁のうち巾90cmの部分の外壁又は防火設備に損傷などがないか</li> </ul>			
<b>防火設備(防火戸、シャッターその他これらに類するものに限る。)</b>			
<b>本体と枠の劣化及び損傷の状況</b>			
<p>1 防火設備の変形又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能(令第112条第14項第二号に規定する特定防火設備又は防火設備に限る。)に支障がないか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火設備や枠に損傷、腐食、変形、著しい隙間などがないか</li> <li>・防火設備取付金物の損傷、腐食、変形などがないか</li> </ul>			
<b>防火設備の閉鎖又は作動の状況</b>			
<p>1 防火設備が適切に閉鎖又は作動しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火設備や枠に損傷、腐食、変形、著しい隙間などがないか</li> <li>・防火設備取付金物の損傷、腐食、変形などがないか</li> <li>・常時閉鎖式の防火設備は適切に作動するか</li> <li>・随時閉鎖式の防火設備は別途、定期的な作動点検を3年以内に実施しているか</li> </ul> <p style="text-align: right;">(実施日 平成 年 月 日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火設備の閉鎖機能を阻害する障害がないか(ドアの前に物を置いたりドアストッパーをかけていないか)</li> </ul>			
<b>石綿等を添加した建築材料</b>			
<b>吹付け石綿等の劣化の状況</b>			
<p>1 表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、下地からの浮き、剥離等がないか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吹付け石綿等に繊維のくずれ、たれ下がり、下地からの浮き、剥離などがないか</li> </ul>			
<b>囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況</b>			
<p>1 石綿飛散防止剤又は囲い込み材に亀裂、剥落等の劣化又は損傷がないか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・囲い込み又は封じ込め処理をしている場合、それらに劣化、損傷などがないか</li> </ul>			

## 平成 26 年度末で契約期間が完結しない契約

委託内容	北地区	南地区
清掃業務	北門（平成28年3月末まで）	神居（平成28年3月末まで）
	春光（平成28年3月末まで）	
機械警備業務	北門（平成28年3月末まで）	神居（平成29年3月末まで）
電子複写機賃貸借	春光（平成29年5月末まで）	神居（平成29年5月末まで）
		神楽（平成29年5月末まで）
インクジェットプリンター賃貸借	3館とも（平成28年3月末まで）	3館とも（平成28年3月末まで）

## 平成 24 年度及び 25 年度の各児童センター夜間利用状況

## 1 北地区

		北門	春光	永山
利用時間		/	17時～21時	17時～22時
平成24年度 (年間開放日数：295日)	利用団体数		延べ54団体	延べ24団体
	利用日数		248日	94日
平成25年度 (年間開放日数：293日)	利用団体数		延べ49団体	延べ30団体
	利用日数		241日	125日

※北門児童センターは夜間開放を行っていない

※永山児童センターの夜間利用がある場合は、永山支所で夜間警備を行うため、児童館での配置は不要

## 2 南地区

		東光	神居	神楽
利用時間		/	17時～21時	17時～22時
平成24年度 (年間開放日数：295日)	利用団体数		延べ19団体	延べ43団体
	利用日数		77日	150日
平成25年度 (年間開放日数：293日)	利用団体数		延べ24団体	延べ41団体
	利用日数		90日	139日

※東光児童センターは夜間開放を行っていない

※神楽児童センターの夜間利用がある場合は、神楽公民館で夜間警備を行うため、児童館での配置は不要